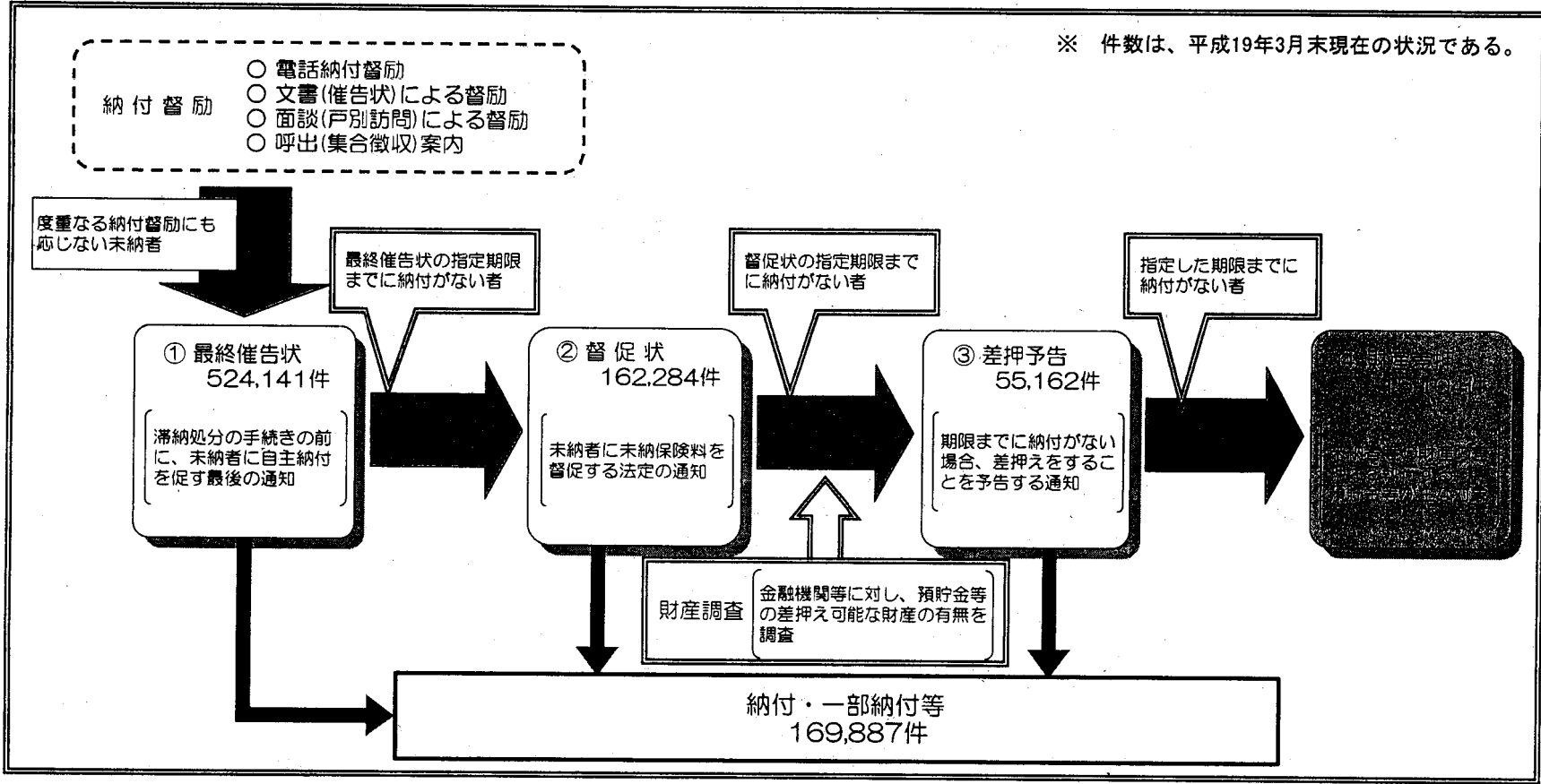


強制徴収の充実・強化

- 十分な所得がありながら、度重なる納付督促に応じない未納者に対しては、強制徴収の着手を推進しており、対象を順次拡大してきている。
- 平成18年度までは、最終催告状の発行を目標としてきたが、平成19年度は、最終催告状から財産差押えまでに至るプロセスを確実かつ速やかに実施することにより、強制徴収1件当たりの収納月数の増加を目指した取組を推進している。



(実施状況：平成19年3月末現在)

	平成15年度着手分	平成16年度着手分	平成17年度着手分	平成18年度着手分
最終催告件数 (強制徴収対象者数)	9,653 件	31,497 件	172,440 件	310,551 件
督促件数	416 件	4,571 件	56,407 件	100,890 件
差押件数	50 件	636 件	8,585 件	5,833 件

強制徴収の取組み（イメージ図）

平成18年度

目標

強制徴収対象未納者

強制徴収対象件数（35万件）

滞り金額
200
万円以上
13月以
上の未納
月数を有
する者

最終催告状

納付督促

督促状

差押予告

財産調査

差押え

平成19年度（当初計画）

目標

強制徴収対象未納者

強制徴収対象組件数（60万件）

滞り金額
200
万円以上
13月以
上の未納
月数を有
する者

最終催告状

納付督促

督促状
最終催告対象者
の50%以上

（継続した取組）

差押予告

財産調査

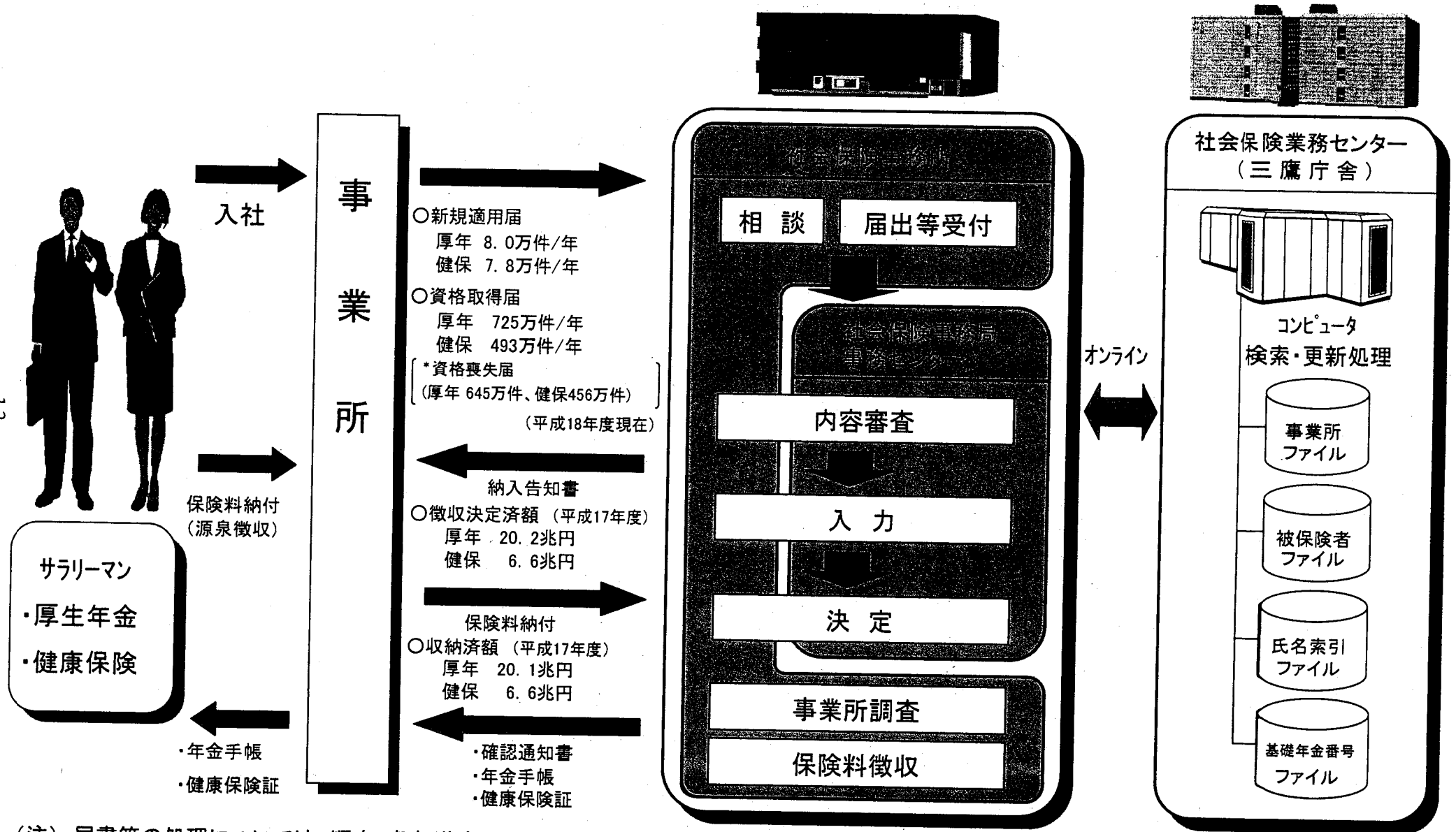
差押え
対象者

口座振替の獲得

最終催告
対象者の
20%以上

適用・徴収業務(厚生年金保険・健康保険)の流れ

13

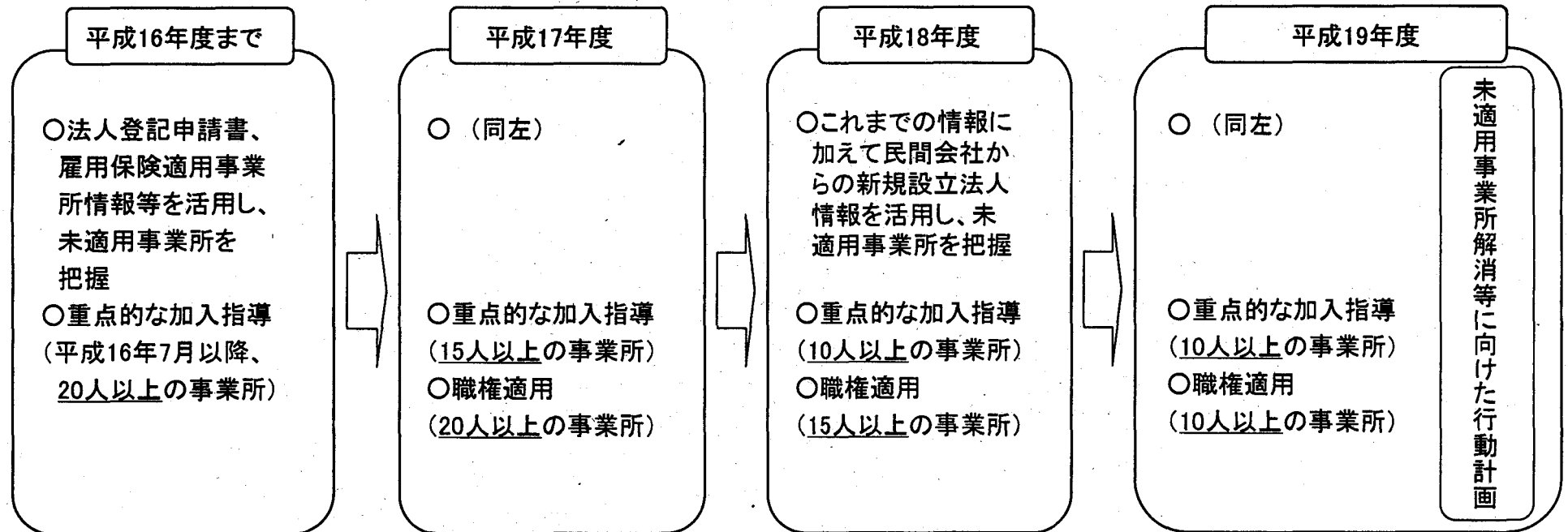


(注) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所でやっている。

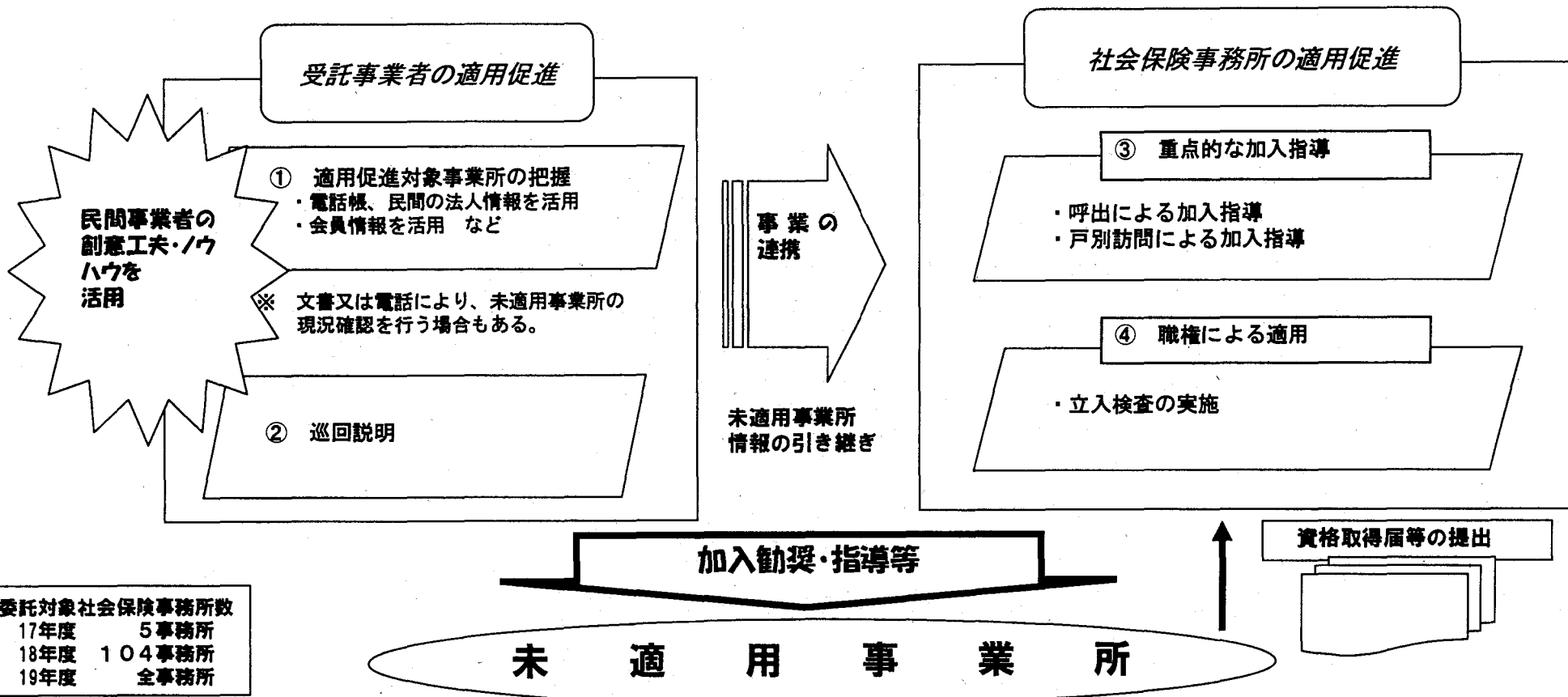
厚生年金保険・政府管掌健康保険の適用促進

① 未適用事業所の適用促進

- 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等により未適用事業所を把握し、加入指導を実施。
- 平成16年度以降、重点的な加入指導又は職権適用の対象を順次拡大。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組みを推進。



- 未適用事業所把握・加入勧奨業務について、平成17、18年度の市場化テストモデル事業の経験も生かしつつ、平成19年度より全ての社会保険事務所において民間委託を実施。
- 社会保険事務所においては、重点的な加入指導、職権適用の強化により力を入れて取り組む。



委託対象社会保険事務所数	
17年度	5事務所
18年度	104事務所
19年度	全事務所

② 適用事業所に対する適正な適用の指導等

- 適用事業所における被保険者の適用漏れ・誤り等を防止するため、適用事業所に対する調査・指導を実施してきている。
- 平成16年度以降、事業所調査の重点業種の指定、調査目標の設定など、取組みを順次強化してきている。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組みを推進。

事業主に対する指導

- 新規適用事業所に対する説明会での指導
- 届書提出時の事務説明会での指導
- パンフレット等を活用した周知

事業所調査の実施

- ① 事業所調査を特定業種（派遣業、卸売業・小売業、飲食業、サービス業等）に重点化【16年度～】
- ② 事業所調査の数値目標（毎年度全適用事業所の4分の1以上）の設定【17年度～】
- ③ 短時間労働者等について事業所調査の結果を対策に反映【18年度～】
- ④ 都道府県労働局との連携による重点的な調査の実施【19年度～】

社会保険の適用基準

- 強制適用事業所は、
 - ① 法人事業所で常時従業員を使用するもの
 - ② 所定の事業を行う個人の事業所で常時5人以上の従業員を使用するものその他の事業所は、任意適用事業所
(注) 製造、建設等の事業を行う従業員5人以上の個人事業所は、強制適用事業所とされているのに対し、飲食、宿泊等の事業を行う従業員5人以上の個人事業所は、任意適用事業所とされているところ。

- 被保険者は、適用事業所と常用的使用関係にある者

- 常用的使用関係の有無は、労働日数、労働時間、就労形態、勤務内容等を総合的に勘案し、個別具体的事例に即して認定
(注) 適用除外：下記のいずれかに該当する者は被保険者から除外している。
 - ① 臨時に1ヶ月以内の期間を定めて使用され、その期間を超えない人
 - ② 臨時に日々雇用される人で1ヶ月を超えない人
 - ③ 季節的業務に4ヶ月を超えない期間使用される予定の人
 - ④ 臨時的事業の事業所に6ヶ月を超えない期間使用される予定の人

平成18年度 適用の適正化対策の実施状況について

1 未適用事業所の適用促進

- 適用した事業所数 **8,459 事業所**
(うち職権適用 87事業所)
- 適用した被保険者数 **42,638 人**
(うち職権適用 1,029人)
- 未適用事業所数 **86,140 事業所**

2 市場化テスト(適用促進)事業

- 適用した事業所数 **2,424 事業所**
- 適用した被保険者数 **11,240 人**
- 未適用事業所数 **11,287 事業所**

3 適用事業所の事業所調査

- 適用した被保険者数 **62,122 人**

○適用した
事業所数

10,883事業所
(前年度適用した事業所数
5,084事業所)

○適用した
被保険者数

53,878人

未適用事業所数
(平成18年度末)

97,427事業所
(前年度末未適用事業所数
63,539事業所)

〔資格関係事業所調査件数〕

- 調査件数 **460,916 事業所**
(※適用事業所数に占める割合 28.65%)

(注) 未適用事業所数は、適用事業所の対象となりうる把握しているが、届出が行われていない事業所数である。

厚生年金保険・政府管掌健康保険の保険料徴収対策

① 保険料の徴収状況

○ 厚生年金・政管健保の収納率については、おおむね97～98%以上を確保している。

(単位:億円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
厚生年金	徴収決定済額	206,768	196,471	198,022	203,577	212,612
	収納済額	202,034	192,425	194,537	200,584	209,835
	保険料収納率	97.7%	97.9%	98.2%	98.5%	98.7%
政管健保	徴収決定済額	62,453	65,529	66,220	67,091	67,752
	収納済額	60,470	63,741	64,619	65,677	66,404
	保険料収納率	96.8%	97.3%	97.6%	97.9%	98.0%

(注1) 政府管掌健康保険の徴収決定済額及び収納済額は、一般被保険者分

(注2) 保険料収納率は、徴収決定済額に対する収納済額の割合

(参考) 厚生年金保険・政府管掌健康保険の保険料について

○ 厚生年金保険料・政府管掌健康保険料は、被保険者が受ける報酬を基に決められる標準報酬月額、標準賞与額に下記の保険料率を乗じて計算

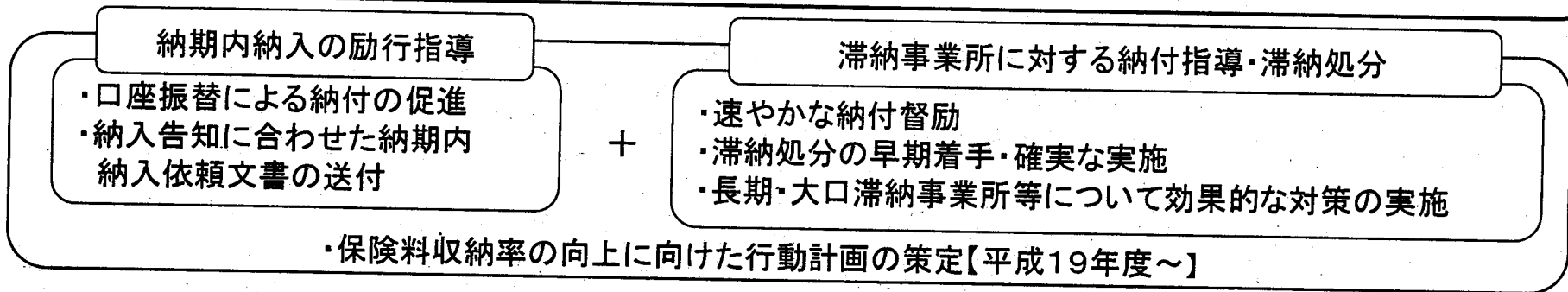
※ 保険料率(19.9現在)

政府管掌健康保険料率 8.2%、厚生年金保険料率 14.996%

○ 保険料は事業主と被保険者が折半して負担し、事業主がまとめて社会保険事務所へ納付

② 保険料の徴収対策

- 厚生年金・政管健保の保険料徴収対策として、納期内納入の励行指導、滞納事業所に対する速やかな納付督促、滞納処分の早期着手等に取り組んでいる。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組を推進。



[参考データ]

① 口座振替実施率の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
口座振替実施率	81.6%	81.3%	85.7%	85.5%	85.2%

② 滞納事業所数の推移

	平成15年5月末	平成16年5月末	平成17年5月末	平成18年5月末	平成19年5月末
滞納事業所数 (単位:所)	138,270	127,442	113,777	105,545	108,070

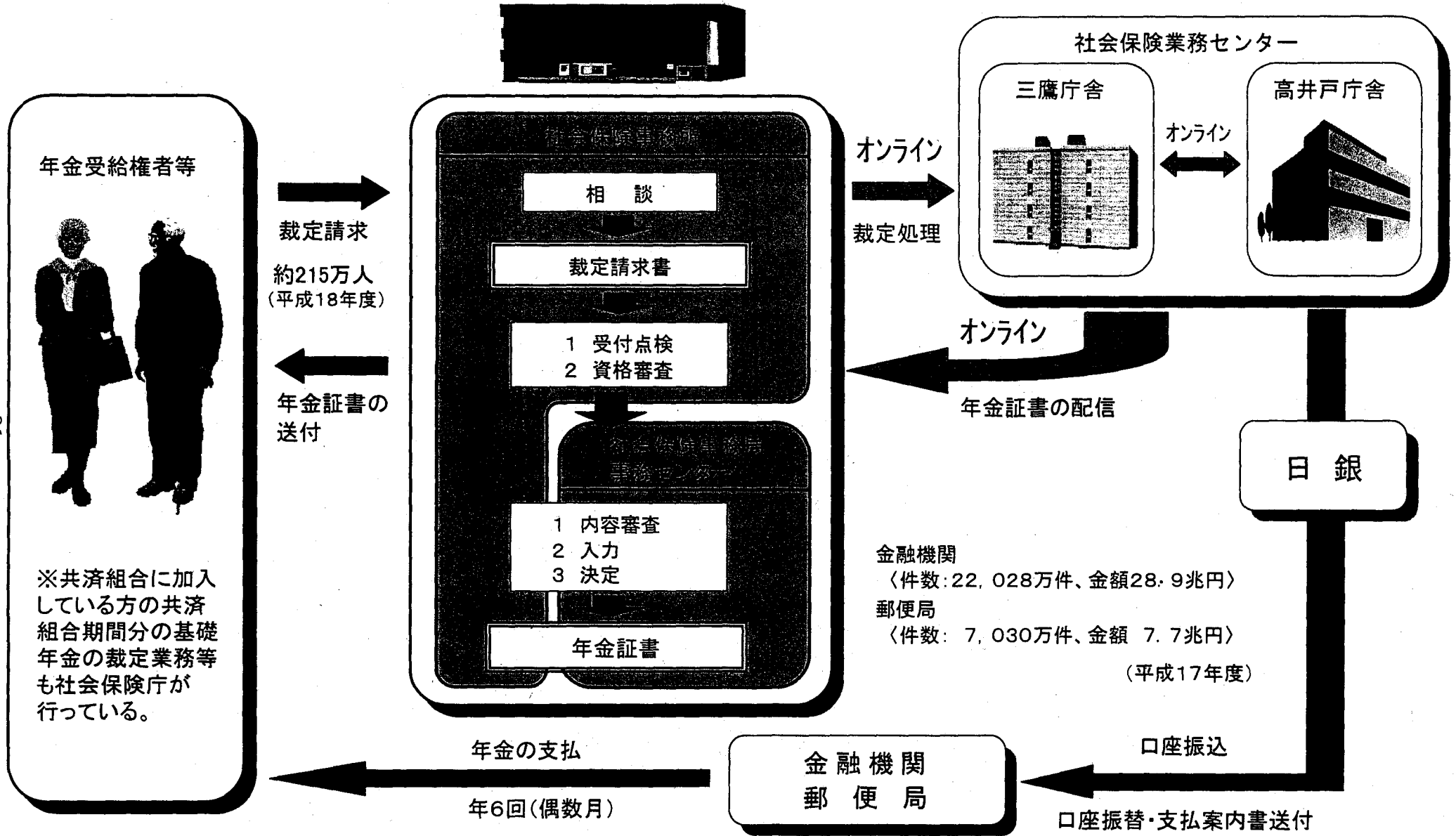
(注) 各年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部を、社会保険オンラインシステム上で未納となっている事業所数を集計したものである。

③ 差押え事業所数の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
差押え事業所数 (単位:所)	(20,474)	(17,630)	(17,223)	13,631	15,613

(注) 差押えをした実事業所数を計上。なお、16年度以前の()は、差押えをした延べ事業所数である。

年金の裁定及び支払業務の流れ



(注) 裁定に係る審査等については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

年金相談体制の概要

来訪、電話、文書による相談

- ・年金制度
- ・年金受給額
- ・年金の加入期間、見込額
- ・各種手続き

